

こどもデータ連携実証事業
事業計画書

令和5年3月

埼玉県美里町 埼玉県川島町

1 応募団体の概要

1-1 応募団体の名称

埼玉県児玉郡美里町

埼玉県比企郡川島町

1-2 応募団体の代表者氏名

美里町:美里町長 原田 信次 (埼玉県町村情報システム共同化推進協議会会長)

川島町:川島町長 飯島 和夫 (埼玉県町村情報システム共同化推進協議会副会長)

		美里町	川島町
人口		10,904 人 令和 5 年 3 月 1 日現在	19,132 人 令和 5 年 3 月 1 日現在
面積		33.41 k m ²	41.63 k m ²
児童相談所		熊谷児童相談所	川越児童相談所
保育施設 ・学校数	保育園	4 園	3 園
	幼稚園	1 園	1 園
	小学校	3 校	4 校
	中学校	1 校	2 校
加盟組織		埼玉県町村会	埼玉県町村会
基幹システム		株式会社TKC	株式会社TKC
デジタル庁 ガバメントクラウド先行事業 ※応募のあった 52 件の中から採択された 8 件に該当			
校務システム		株式会社 EDUCOM (共同調達)	

※2 町が共同で実施する目的及び効果

システムの動作や業務運用における継続性の検証などを実施するとともに、システムを共同利用する特性を活かし、差異検証や共同利用特有の課題検証に取り組みます。

【情報システム共同化の目的】

■システム面

- ① スケールメリットによるシステム調達・運用費用の削減
- ② クラウド技術・環境の導入による災害対策等の充実
- ③ システム費用削減及び広域連携強化を通じた住民サービスの向上
- ④ 情報システム担当等の職員の負担軽減と情報システムに関する知見の向上

■業務面

- ① こども、家庭の自治体をまたいだ異動におけるデータの引き継ぎ、連携の検証
- ② データ分析の対象母数を拡大することによる、幅広いリスクの洗い出し
- ③ 自治体ごとのデータ管理方法差異検証し、最適な入力方法の検討
例) 学校職員による児童観察結果の入力ルール統一
例) 学校職員から教育委員会への特別支援児童への対応状況報告頻度
- ④ 目的が同じ自治体において、同じシステムで実証する事による「虐待」「産後うつ」「発達障がい」に関するリスク条件のキーワード等に対する把握タイミングや客観的なリスク抽出手法の確立を行い、集約した情報の重要度・抽出タイミングの検証を実施

また、複数自治体での実証結果をもとに、将来的に埼玉県町村情報システム共同化推進協議会(美里町及び川島町含め 21 町村)に参画している自治体への展開を見据え、データの他町村への引継ぎ、アクセス権の設定については、改めて課題を整理し、対応策の検討を行います。

1-3 応募団体の担当者名

	美里町	川島町
所 属		
役 職		
氏 名		
電話番号		
Eメールアドレス		

1-4 応募団体におけるこどもに関する各種計画、戦略、方針、組織体制等

【美里町】

	各種計画、戦略、方針、組織体制等
令和2年3月発行	第2期美里町子ども・子育て支援事業計画
令和3年3月発行	第2期美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略
令和3年3月発行	第2次美里町地域福祉計画
令和3年3月発行	第6期美里町障害福祉計画・第2期美里町障害児福祉計画
戦略・方針	誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、妊娠期から子育て期までの切れ目のない継続した支援に取り組んでいます。 子育て包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点が身近な相談場所となり、子どもを取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、保護者の不安解消と孤立化を防ぐことが重要です。また、児童虐待の未然防止を図るため、要保護児童対策協議会を中心に関係機関と連携し早期発見、対応に努めています。
福祉課 こども福祉係	児童福祉に関する業務、子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会調整機関
保健センター 子育て支援係	美里町産後ケア事業 美里町子育て包括支援センター

【川島町】

	各種計画、戦略、方針、組織体制等
令和2年3月発行	かわじま子育て応援プラン～川島町こども・子育て事業計画
令和3年3月発行	かわじま自立・共生プラン 2021 (川島町障がい者計画・第6期川島町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画)
令和3年10月発行	第6次川島町総合振興計画
戦略・方針	基本理念である「子どもの未来を地域で支えるまちづくり」の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。社会・地域・家庭での支え合いの観点から、教育・保育関係者、子どもの保護者、学識経験者などから構成される「川島町子ども・子育て会議」が中心的役割を担いながら、すべての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体、行政がともに協力して計画の推進に取り組みます。計画の進捗状況は、毎年度の計画実施状況の把握と点検・評価を行います。
子育て支援課	川島町こども家庭センター
子育て支援グループ	児童福祉対策の企画及び総合調整に関すること
子育て支援課 保育グループ	町立保育園の運営
健康福祉課 福祉グループ	川島町地域包括支援センター

2 事業の実施計画の詳細

1 実証事業の実施概要

【美里町における現況】

令和2年9月11日に美里町内で0歳3か月の女児が亡くなるという重大事例が発生しました。リスクの兆候が事前にあったにも関わらず関係機関間で情報の共有が円滑にできず、早期の介入ができていませんでした。

今回の事例は、すべての関係者が町内に身寄りが無い転入者で、目に見えるあざや傷がみられず、支援や介入の同意が得られず、実態が把握できないなどの状況でした。このような中でも客観的事実に基づいた判断がなされるよう関係機関と協力し、転入前の情報収集や介入の判断、情報共有など、二度と起こらないよう、再発防止を徹底して取り組んでいかなければなりません。

美里町要保護児童対策地域協議会では、この事例を振り返り、再発を防止するための検証を実施した後、関係者における情報共有システムの構築に取り組んでいます。情報共有システムにおいては、経験の浅い担当者であってもリスクを見逃さず、関係部門間で相談を行うことができるような仕組み構築を目指しています。

【川島町における現況】

美里町と共に自治体システム標準化におけるデジタル庁のガバメントクラウド先行事業に採択されており、令和4年度から稼働しています。また、校務支援システムについても令和3年8月に美里町等6団体で共同調達しており、令和4年3月から共同利用しています。

2 本事業で取り組む困難の類型

本事業においては、【前段の取組】の A)B)C) 及び、【後段の取組】の D)E) を選択します。

分析対象とする困難の類型については、現在「虐待」「産後うつ」「発達障がい」を軸としてリスクを抽出することを想定しています。

実施内容	【公募要領 2-1(3)】	申請項目
データ連携により潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握する取組【前段の取組】		
A) 虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーに係る困難の類型について、地方公共団体部局間のデータ連携に取り組む。		○(虐待)
B) 虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー以外の困難の類型(例: 貧困、高校中退、非行、ひきこもり、産後うつ、発達障がい等)について、地方公共団体部局間のデータ連携に取り組む。		○(産後うつ、発達障がい)
C) (虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラー、その他の困難の類型について) 地方公共団体外の各種団体(法人格のない任意団体を含む NPO 等民間団体、他の地方公共団体、都道府県等)とのデータ連携に取り組む。		○(2町共同申請)
データ連携による絞り込みの結果を踏まえて、支援につなぐ取組【後段の取組】		
D) データ連携による絞り込みの結果を踏まえて、当該の子どもや家庭への支援の必要性を精査したうえで、地方公共団体内の組織や機関(児童福祉部局、市区町村子ども家庭総合支援拠点、学校、教育委員会等)において適切な支援方策を検討し、必要な対応を行う。		○
E) データ連携による絞り込みの結果を踏まえて、当該の子どもや家庭への支援の必要性を精査したうえで、地方公共団体外の支援組織(法人格のない任意団体を含む NPO 等民間団体等)において適切な支援方策を検討し、必要な対応を行う。		○(保育園、群馬大学の参画)

■【前段の取組】の A)にて虐待を軸とした理由

美里町における令和2年の事例より、関係部門が状況を早期に発見、予防するため、その家庭におけるリスクを的確に把握、評価することが必要と考えています。しかしながら、支援や介入の同意が得られない状況や、実態が把握できない状態での対応を要することもあり、得られている少ない情報をもとに、客観的事実に基づいた判断を行う必要があります。データ分析を行い、断片的な情報でのリスクを早期に検知できることを目指していきたいと考えています。

川島町においても、虐待の予防、早期発見、早期介入については、関係機関で密に連携を図り対応しています。今回のデータ連携・分析により、リスクの早期把握及び関係機関のタイムリーな情報共有により、支援が必要な家庭への早期支援・介入に繋げていきたいと考えています。

■【前段の取組】の B)にて産後うつ、発達障がいを軸とした理由

・産後うつについて

近年、美里町では、妊娠・出産・育児に際して頼れる親族がいない妊産婦や、既往歴のある妊産婦の増加に伴い、産後うつが懸念されるもしくは発症してしまうケースが増加しています。実態把握が困難な状況においても、妊産婦健診や母子訪問時のヒアリングなど限られた場で得られた情報を分析し、早期にリスク検知をすることで、細やかな支援を要するケースだけではなく、すべての妊産婦に適切かつ絶え間ない支援を提供することを目指していきたくと考えています。

川島町も同様に、身近に頼れる方がいない方や既往歴がある方、また、近年では日本語があまり分からない外国人妊婦やエンジンバラ産後質問票による産後うつハイリスク産婦も増加傾向にあります。現在、面談以外の情報を得る手段として、妊娠届出時及び妊娠8か月頃のアンケート、エンジンバラ産後質問票により、ハイリスク妊産婦の把握を実施しています。これらは紙ベースでの管理ですが、データとして集約・分析を行い、より早期に支援の必要な妊産婦を把握し、妊娠時から出産・子育てまで継続した支援を行いたいと考えています。

・発達障がいについて

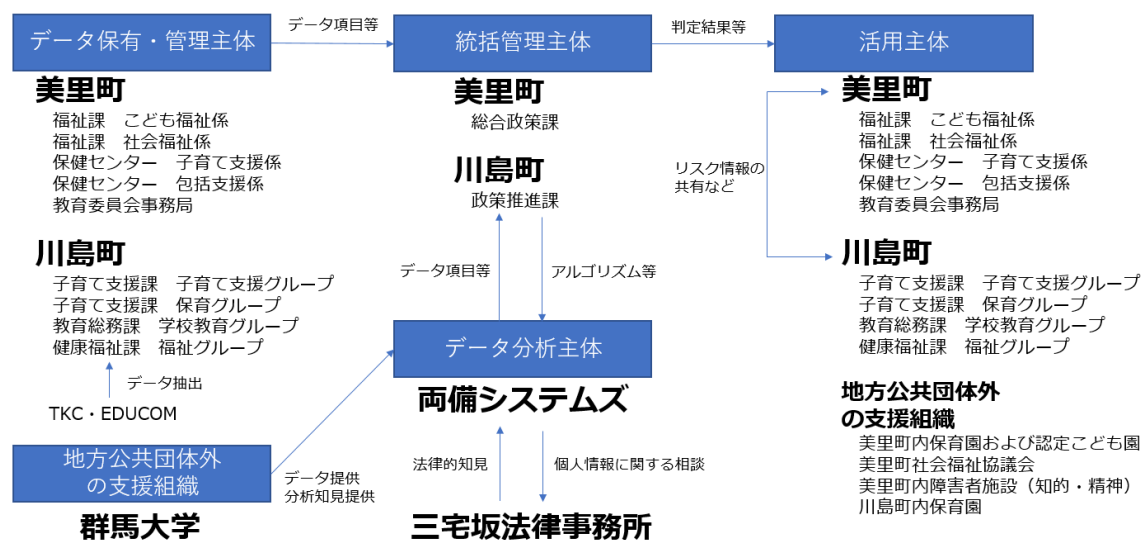
美里町では、児童の発達障がいに係る各種教室事業を実施しています。近年では、保護者からの相談件数が増加傾向にあり、1件1件にスピード感を持ちつつ正確で丁寧な対応を実施することが求められます。保護者からの相談に限らず、乳幼児健診の記録や医師の所見、教育施設での記録や助言など種々の情報を統合し客観的に分析することで、より早期に適切なフォローを実施し当該児童の発育や関わる人の負担を軽減することを目指したいと考えています。

川島町では、未就学児の発達相談事業を実施しています。事業利用児や発達に関する相談件数は増加しています。また、就学児の不登校等に関する相談件数も増えており、学校との連携の必要性を感じています。子育て支援と教育との情報を統合することにより、より早期に適切な支援を行いたいと考えています。

3 参加関係者の体制、役割等が分かる全体像

(総括管理主体、データの保有・管理主体、分析主体、活用主体の体制、支援につなげる体制)

美里町各担当課、川島町各担当課の保有・管理するデータをもとに、統括管理主体である、美里町総合政策課、川島町政策推進課、両備システムズにおいて分析を行います。活用主体においては、分析結果をもとに、地方公共団体外の支援組織である保育園、群馬大学の知見を活かし、子どもや家庭への支援の必要性を精査し、適切な支援方策を検討した上で必要な対応を行います。



担当：群馬大学講師 添島康夫 学士（教育学）
 科目：特別支援教育の理論と実践
 著書：
 ・発達障害のある子が育つ 150 の学習課題&学び術
 ・発達障害のある子の「育ちの力」を引き出す 150 のサポート術 等

4 実証事業で連携するデータ項目(予定)

美里町、川島町の各担当課にて、支援を必要とするこども、家庭を抽出するために連携し、情報分析を行うことが必要と想定しているデータは以下になります。現状において紙媒体で管理している情報もあるため、電子化した上で、データ同士を連携するためのキー項目をどうするのかといった、連携にかかる課題についても整理し、解決策を検討します。

■美里町

データ内容	活用する 困難の類型	管轄	出力元	ベンダー
住民記録データ	虐待	住民保険課	住民情報システム	TKC
児童生徒氏名、学校名、 欠席日数、遅刻日数等データ	虐待	教育委員会事務局	校務支援システム	EDUCOM
健診情報データ	虐待	教育委員会事務局	・校務支援システム ・えがお	・EDUCOM ・スズキ教育ソフト
児童観察データ	虐待、 発達障がい	教育委員会事務局	Excel	
QU分析資料	虐待、 発達障がい	教育委員会事務局	Excel	
児童相談データ	虐待	福祉課他	Excel	Kintone
児童扶養手当資格データ	虐待	福祉課こども福祉係	Excel	
認可保育施設（幼稚園含む） 利用者情報データ	虐待、 発達障がい	福祉課こども福祉係	・子ども子育て支援システム ・子育て施設のための利用給付システム	TKC
障害者手帳データ	虐待、 発達障がい	福祉課社会福祉係	SWAN 福祉総合システム	TKC
生活保護データ	虐待	福祉課社会福祉係	桐	
妊産婦健診データ	虐待、 産後うつ	保健センター 子育て支援係	Excel	
乳幼児健診データ	虐待、 産後うつ、 発達障がい	保健センター 子育て支援係	健康管理システム	TKC

産後質問票データ	虐待、 産後うつ	保健センター 子育て支援係	Excel	
乳幼児健康ノート	虐待、 産後うつ、 発達障がい	保健センター 子育て支援係	紙	
妊娠時質問票データ	産後うつ	保健センター 子育て支援係	紙	
滞納情報データ	虐待	税務課収納係	税務情報 システム	TKC
介護認定データ	虐待、 産後うつ	住民保険課 介護保険係	介護保険 システム	TKC
児童観察データ	発達障がい	教育委員会事務局 (群馬大学)	Word (検診結果と詳 細な聞き取り)	
こども医療費、 ひとり親医療費データ	虐待、 発達障がい	福祉課 こども福祉係	医療費助成 システム	TKC
重度心身障害者医療費受診 データ	虐待	福祉課社会福祉係	医療費助成 システム	TKC
福祉サービス利用データ	発達障がい	福祉課社会福祉係	障害者総合 支援システム	TKC

■川島町

データ内容	活用する 困難の種類	管轄	出力元	ベンダー
住民記録データ	虐待	町民生活課	住民情報 システム	TKC
児童生徒氏名、学校名、 欠席日数、遅刻日数等データ	虐待	教育総務課 学校教育グループ	校務支援 システム	EDUCOM
健診情報データ	虐待	教育総務課 学校教育グループ	・校務支援 ・システム えがお	・EDUCOM ・スズキ教育 ソフト
児童相談データ	虐待	子育て支援課 子育て支援グループ	Word	
児童扶養手当資格データ	虐待	子育て支援課 子育て支援グループ	・児童手当 システム ・児童扶養手当	TKC

			システム	
認可・認可外保育施設（幼稚園含む）利用者情報データ	虐待、 発達障がい	子育て支援課 子育て支援グループ	保育所入所 システム	TKC
産後質問票データ	産後うつ	子育て支援課 子育て支援グループ	紙（エジンバラ）	
乳幼児健康ノート	虐待、 産後うつ、 発達障がい	子育て支援課 子育て支援グループ	紙 （健診結果と詳細な聞き取り）	
登園、欠席データ	虐待	子育て支援課 保育グループ	外部データ （Excel）	
発達記録データ	発達障がい	子育て支援課 保育グループ	外部データ （Word）	
経過記録データ	発達障がい	子育て支援課 保育グループ	外部データ （Word）	
障害者手帳データ	虐待、 発達障がい	健康福祉課 福祉グループ	障害者 システム	TKC
生活保護データ	虐待	健康福祉課 福祉グループ	システムなし （Excel）	
介護認定データ	虐待、 産後うつ	健康福祉課 福祉グループ	・介護認定 システム ・アイラビット	TKC
妊産婦健診データ	虐待、 産後うつ	子育て支援課 子育て支援グループ	健康管理 システム	両備システム ズ
乳幼児健診データ	虐待、 産後うつ、 発達障がい	子育て支援課 子育て支援グループ	健康管理 システム	両備システム ズ
幼児健診データ	虐待、 産後うつ、 発達障がい	子育て支援課 子育て支援グループ	健康管理 システム	両備システム ズ
滞納情報データ	虐待	税務課収税グループ	収滞納システム	TKC

上記データを組み合わせることにより、困難の類型を抽出できると想定しています。

以下は、現在仮説検討しているロジック案となります。

■ロジック案①発達障がい

- ・児童観察データ(授業中に集中していない)+障害者手帳データ(世帯内に障害者がいる)
- ・児童観察データ(一人で遊んでいることが多い)+乳幼児健診データ(けがが多い)
- ・児童相談データ(園内での様子)+乳幼児健診データ(保護者からの相談や医師所見、M-CHAT(乳幼児期自閉症チェックリスト))

■ロジック案②産後うつ

- ・介護認定データ(世帯内に介護対象者がいる)+妊産婦健診データ(出産に対する不安に関する質問が多い)+産後質問票データ
- ・産後質問票データ(エジンバラ)+妊産婦健診データ(医師・保健師所見)

他、美里町にて作成したリスクアセスメントシートの内容、添島康夫群馬大学非常勤講師の意見を考慮しつつ、ロジックとできる情報がないか、精査していきます。

■美里町リスクアセスメントシート

項目中に◎が付されている箇所は該当する場合、「該当する」欄に深刻「◎」、それ以外で該当「○」、やや該当・そのおそれ「△」で記載すること。無印の箇所は該当する場合は「○」のみで記載すること。すべての項目について、該当しない場合は「該当しない」欄に「○」、不明の場合は「不明」欄に「○」を記載すること。

養育者のアセスメント	1	妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である				
	2	妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない				
	3	関係機関からの連絡を拒否している(途中から関係が変化した場合も含む)				
	4	予期しない妊娠/計画していない妊娠				
	5	医師、助産師の立会いなく自宅等で出産				
	6	乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である または 予防接種が未接種である(途中から受診しなくなった場合も含む) ◎				
	7	精神疾患や抑うつ状態(産後うつ、マタニティブルーズ等)がある ◎				
	8	過去に自殺企図がある(現在も含む)				
	9	養育者がDVの問題を抱えている ◎				
	10	子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている ◎				
	11	家庭として養育能力の不足等がある若年(10代)等の妊娠・出産・養育 ◎				
	12	子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる				

5 実証事業で連携するデータの取得方法及び管理方法

- ・実証段階においては、各データ管理・保有主体の保持するデータを CSV データにて LGWAN 環境に構築するシステムにアップロードする。プロジェクトをアジャイル方式で実行し、実証期間内において 4 回のデータ連携を想定しています。
- ・実証実験の後、データを蓄積し、継続的にデータ活用を進めるため、データ連携システムを構築した上で取得したデータを管理します。データ連携システムの管理主体は両備システムズとなります。

6 実証事業で連携するデータ共有の流れと個人情報の適正な取扱い

(関係者との共有方法及びアクセスコントロールに係る技術的及び制度的な考え方)

- ・データ連携のための体制の整備については、2町において各副町長をトップとして各データを保有されている担当課と構成されるチームをつくり、随時調整を行います。
- ・アクセスコントロールについては、業務範囲における制限、管轄地域及び学校における制限を設定し、教職員等は自校以外の児童・生徒の情報は閲覧できない等、適切な範囲で制限します。

■業務によるアクセスコントロール案

	住基情報	健診情報	児童扶養手当 資格情報	出欠情報	成長記録	児童相談
福祉部門	参照	参照	更新	参照	参照	更新
保健部門	参照	更新	参照	参照	参照	更新
教育部門	参照不可	参照	参照	更新	更新	更新
保育部門	参照不可	参照	参照	更新	更新	更新

■管轄地域によるアクセスコントロール案

	A 地域の 保育園	B 地域の 保育園	A 地域の 小学校	B 地域の 小学校	A 地域の 中学校	B 地域の 中学校
福祉部門	参照	参照	参照	参照	参照	参照
保健部門	参照	参照	参照	参照	参照	参照
A 地域担当 教育部門	参照不可	参照不可	更新・参照	参照不可	更新	参照不可
B 地域担当 教育部門	参照不可	参照不可	参照不可	更新・参照	参照不可	更新・参照
全体担当 教育部門	参照不可	参照不可	更新・参照	更新・参照	更新・参照	更新・参照
A 地域担当 保育部門	更新・参照	参照不可	参照不可	参照不可	参照不可	参照不可
B 地域担当 保育部門	参照不可	更新・参照	参照不可	参照不可	参照不可	参照不可
全体担当 保育部門	更新・参照	更新・参照	参照不可	参照不可	参照不可	参照不可

・個人情報の取扱いの整理については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)や基本方針及び政策基本原則等に則り、プライバシー等の本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保します。

・本実証における個人情報利用は、利用目的以外の目的で利用であり、また外部提供となるが、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号に則り利用することを想定しています。ただし、実証開始にあたっては、両町個人情報保護審査会及び、三宅坂法律事務所と協議し、個人情報保護法に抵触しない形での利用方法とします。具体的な協議観点は以下となります。

①当該内部利用及び外部提供が「臨時的」なものであること

(「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」)

②法令の定める所掌事務又は業務の遂行に「必要な限度」であること

(個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号)

③当該個人情報を内部利用及び外部提供することについて「相当の理由」があるとき

(個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号)

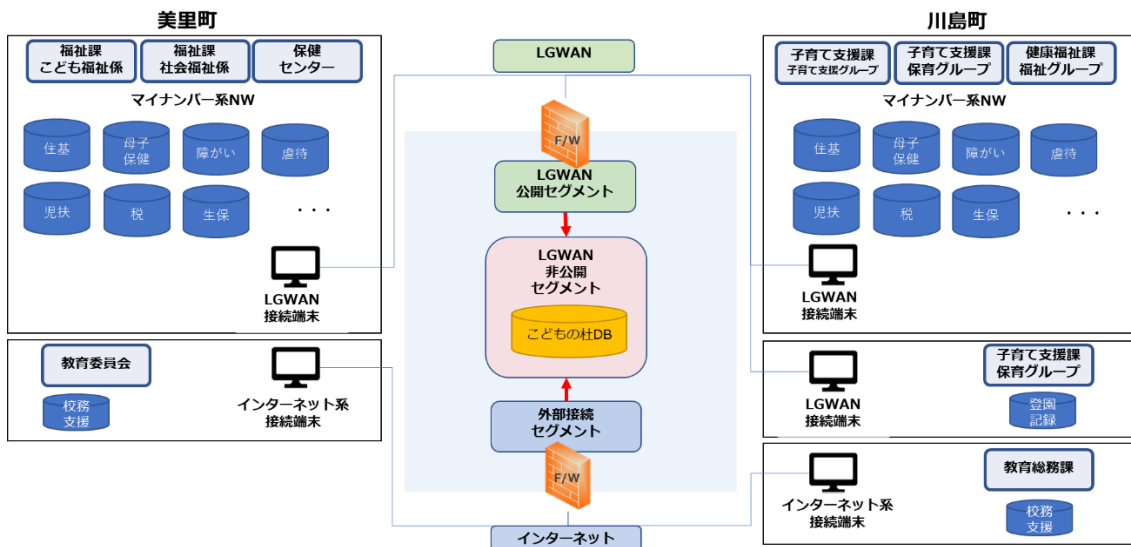
④本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと

(個人情報保護法第 69 条第 2 項柱書)

・利用目的以外の目的のための外部提供については、本実証については、臨時的に行う場合と位置づけ、利用しますが、令和 6 年度以降の事業実施にあたっては恒常的な利用となることが想定されており、個人情報保護法第 61 条第 3 項に則り、利用目的の変更について整理します。

・個人情報保護法における令和 5 年 4 月 1 日施行のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第 37 号)第 51 条の規定条による改正部分については今後の整理が必要となります。

7 実証事業で使用するシステム等の構成図



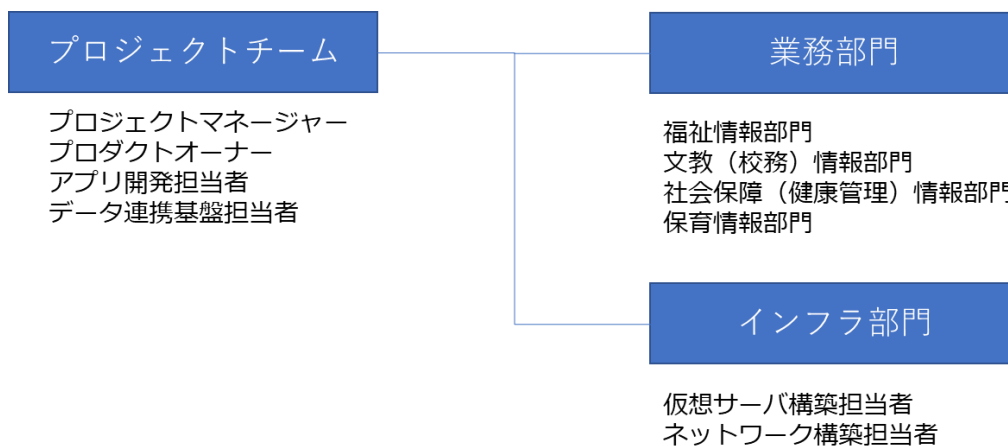
8 実証事業で連携するシステム開発・運用事業者の実施体制

システム開発事業者:株式会社両備システムズ

システム運用事業者:株式会社両備システムズ

データ提供事業者 :株式会社 EDUCOM、株式会社 TKC、株式会社両備システムズ

- ・福祉関連業務、文教(校務)関連業務、社会保障(健康管理)業務、保育園業務といった、子ども、家庭に関するデータを扱う業務に対して、幅広くソリューションを提供し、業務知見を持つ両備システムズに委託し、幅広視点からデータ分析を行います。
- ・両備システムズ内に本事業の専任プロジェクトチームを構築し、プロジェクトを円滑に実行します。



9 発見した子どもや家庭について、支援の必要性を判断し、適切な支援方策を検討するための方法や体制の具体例

美里町では、要保護児童対策地域協議会において代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を開催しており、関係機関となる児童相談所、警察署、保健所、小中学校、保健センター、福祉課等の関係機関で情報を共有しています。リスクの高い対象者については、個別ケース検討会議等の開催頻度を高め、ショートスパンでケースの状況を把握・共有する体制を整備しています。

川島町においても要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童及び要支援児童の支援するため、児童相談所、警察署、保健所、保育園、小中学校等の関係機関で情報共有、連携をしています。また、子ども虐待による死亡事例が0歳児に多いという国の検証結果を受け、特定妊婦も支援対象として母子保健部門と連携をし、生後間もない児童に対するリスクの確認をしています。

(1) 妊娠期からのケース把握

全ての妊婦に対し、母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面接を実施し、保健部門が開催する妊産婦ケース会議(全妊婦、産婦に関する支援についての検討会議)でリスク評価を行っています。この評価を活用し、心配や懸念があるケースは漏らさず特定妊婦として要保護児童対策地域協議会に繋げ、必要な支援の確保を図っています。

(2) 低年齢児のリスク把握

保育園や幼稚園等、集団に所属していない低年齢児のリスクを把握し、対応を強化するため、乳幼児健診の未受診者及び乳幼児健診後に、発育や発達等において支援や確認が必要となった家庭について、保健センターの地区担当保健師がリスクアセスメントシートを記入し、リスク評価を実施しています。

(3) データ連携により支援が必要な子どもや家庭を把握

連携するデータにおいて、リスクアセスメントに必要なデータと関連情報を画面に表示し、個別ケース検討会議と実務者会議などにおける情報共有に活用します。また、リスクのある項目について基準値を超えた場合は画面に表示し、リスクアセスメントに活用します。

10 支援が必要であると判断した子どもや家庭に対し、想定される支援方策の具体例

要保護児童対策地域協議会の実務者会議においては、単なる近況報告ではなく、組織として情報を共有し、対応方針・具体的対処を明確に決定することとしています。

支援方法の基本は最も身近な機関である児童の所属機関及び町の関係部門の活動となりますが、これらは指導・支援の範囲であるため、町から要請があった場合は、児童相談所は警察と連携して果断に強制的な権限の行使に取り組むこととしています。関係機関がその役割を十分果たすために、実務者会議の増回や、個別ケース検討会議の機動的な開催とともに、町から児童相談所等に協力・対応を求める基準を策定した上で、実効性のある要保護児童対策地域協議会の活動の確保に努めています。

また、関係者間での円滑な情報共有、実務者会議や個別ケース検討会議の効率化のため、「子どもの杜システム(※)」に家庭児童相談管理機能を付与し、支援が必要な子どもや家庭に対して、適切な支援方策を検討し、必要な対応が迅速に行えるようにします。

(※) 実証事業を通して支援すべき対象を抽出し、見える化するための情報連携ツール

11 上記の支援方策の担い手となる機関・団体・専門職等の名称やそれぞれの役割について

【美里町】

関係機関	役割
熊谷児童相談所	各機関から共有された虐待の実情により、必要に応じてこども、家庭に介入
埼玉県本庄保健所	精神疾患や小児慢性特定疾病等の相談支援を通じての家庭の見守り実施、町保健師等に対し家庭への関わり方の助言
児玉警察署	法的介入が必要となった場合に、家庭に介入
町内保育所、幼稚園、小中学校	教師間での対象児童生徒の問題を共有し見守り、生活支援、気持ちの受け止め
美里町保健センター	児童福祉担当部門等と連携し、健診や母子健康相談を通じて児童の見守り実施。子育て包括支援センター。
美里町福祉課	母親への定期的通所面接(生活面の助言、子どもの気持ちや発達に応じた関わり方の助言)、子どもの心理・発達面の把握、保育所等通所状況の把握。要保護児童対策地域協議会調整機関。子ども家庭総合支援拠点
美里町教育委員会事務局	町内小中学校と同様
埼玉県北部福祉事務所	福祉担当部門等と連携し、生活保護世帯やひとり親世帯等の状況把握や相談支援を実施

【川島町】

関係機関	役割
埼玉県 川越児童相談所	各機関から共有された虐待の実情により、必要に応じてこども、家庭に介入
埼玉県 東松山保健所	児童福祉担当部門等と連携し、健診や母子健康相談を通じて児童の見守り実施
埼玉県 東松山警察署	法的介入が必要となった場合に、家庭に介入
川島町民生委員・ 児童委員協議会	必要に応じてこども、家庭の見守り
町内小中学校	教師間での対象児童の問題を共有し見守り、生活支援、気持ちの受け止め
町内保育園、 幼稚園、学童保育	在所児の見守り、母親への精神的サポート、入所支援
川島町教育委員会 教育総務課	児童福祉担当部門及び各小中学校等と連携し、学校を通じて児童の見守り、生活支援、気持ちの受け止め
川島町 子育て支援課	母親への定期的通所面接(生活面の助言、子どもの気持ちや発達に応じた関わり方の助言)、子どもの心理・発達面の把握 要保護児童対策調整機関

12 検証項目に係る検証方法

システムの分析結果の有効性や支援が必要なことを支援につないでいくための体制について、実務者を含めた実務者会議の開催や有識者等による専門的知見を活用し検証します。

No	検証の流れ	検証方法
1	利用データ項目の候補の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・美里町及び川島町の政策目的や現状における課題を明確にし、具体的なユースケースを策定します。 ・美里町児童虐待死亡事例検証報告書におけるシーンを想定し、データ項目候補を選定します。 ・学術有識者として、群馬大学の知見を集積し、データ項目選定します。 ・設定したユースケースを実現するうえで必要なデータ項目を選定し、データ項目一覧を作成します。
2	取得可能性の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・利用データ項目の候補について、データの保有状況を確認します。 ・紙管理している情報については、情報量、管理内容を鑑み、情報の電子化方針を策定し、データ連携可能な形式に整備することを検討します。
3	データ保存期間の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法の規定に鑑み、個人情報保有される個人の範囲及び個人情報の内容を必要最小限とし、保存期間を設定します。 ・個人情報に当たらない情報に関して、利用目的に照らし、適切な保存期間を設定します。
4	データを取り扱う主体の整理・役割分担の整理	データ保有・管理主体、統括管理主体、分析主体、活用主体の適切な役割分担と責任関係を構築したうえで、各主体の事務処理状況をチェックする体制の整備を行います。
5	個人情報の利用目的特定	弁護士と連携し、個人情報保護法における利用目的の特定及び変更、利用目的以外の目的での内部利用及び外部提供の整理等を行います。
6	システム整備	<ul style="list-style-type: none"> ・連携したデータを格納する「こどもの杜システム」を整備し、システム間のファイル連携によるデータが連携される仕組みを構築します。 ・ユースケースの実現のため、以下の点について整理します。 <ol style="list-style-type: none"> ①システム構成(アーキテクチャ) ②データ統合のための識別子(宛名番号等の利用) ③システムに求められる機能(ダッシュボード、グラフ、入力画面) ④情報セキュリティ ⑤アクセスコントロール(データ利用・参照権限) ・アクセスコントロールについては、美里町情報公開・個人情報

		報保護審議会、川島町個人情報保護委員会、弁護士と連携し適した設定を行います。
7	データ準備及び安全管理措置	<p>・「こどもの杜システム」にてデータ連携するため、以下作業を実施します。</p> <p>①既存で保有するアナログデータの電子化 ②データ定義に則した加工(クレンジング) ③名寄せ</p> <p>・美里町情報公開・個人情報保護審議会、川島町個人情報保護委員会、弁護士と連携し、安全管理措置を整備し、必要に応じて自己点検及び監査を実施します。</p>
8	判定基準の設計と評価	<p>・連携データから介入が必要な可能性のあるこども、家庭を抽出し、「こどもの杜システム」にリスク判定条件を設定したうえで、システムによる判定結果を抽出します。</p> <p>・実務者会議等にてシステムによるリスク判定の妥当性を検証し、必要に応じて改善を行います。検証項目は以下を想定しています。</p> <p>①連携データと困難の類型との関連性及び連携方法が適切か。 ②システム判定によって抽出されたこども、家庭が人によるアセスメント結果と同等以上の抽出となるか。 ③支援のために共有することが望まれるデータ項目やその共有のタイミング・方法等が適切か。 ④支援の必要性や具体的な支援方法等について検討がなされ、支援につなぐ取組を実施することができたか。</p>
9	成果分析	検証結果を踏まえ、アセスメントの精度向上、プッシュ型支援の効果について、参画事業者含めた関係者間にて検討し、事業の継続に向けた、関係機関間の望ましい連携体制や課題等を整理します。

13 実証事業で発生、取得した財産等の帰属先

本実証事業の成果物の帰属事項については、以下のとおりとします。

- ① 本実証事業の成果物に関する著作権及び所有権は終了評価を実施することも家庭庁に帰属するものとします。
- ② サービス開発・技術開発等により生じた知的財産権は、原則として技術開発を実施した参画事業者等に帰属するものとします。
- ③ 成果物に含まれる参画事業者等又は第三者がすでに権利を有する著作物の著作権等は、個々の著作者に帰属するものとします。
- ④ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、実証に参加する事業者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。

14 本事業に必要な概算予算

約 68,112 千円(税込)

15 事業実施スケジュール

【令和5年度】	内容
令和5年4月	採択団体の内定及び検証受託事業者の調達
令和5年5月～6月	こども家庭庁と検証受託事業者との契約締結、 参画事業者等と検証受託事業者との再委託契約締結、実証事業開始
令和5年5月	美里町・川島町・参画事業者等による事業開始
令和5年6月	・連携する各種データの抽出及び正規化作業
令和5年7月	・5月から8月においてアジャイル開発(※)を実施
令和5年8月	・関係者間において、デモとレビューを繰り返し、開発を進行
令和5年9月	データ連携環境の運用開始 ・9月から11月において月次作業としてデータを更新の上、支援の必要な対象の洗い出しを実施 ・データ項目を整理し、困難の種類との関連性及び連携方法を明確化
令和5年10月	中間報告
令和5年10月～	住民異動に伴うデータを月次で更新し、職員による受入検証を継続
令和6年3月	成果報告

※アジャイル開発＝アジャイルとは「すばやい」を意味し、短い期間において設計と反復しながら開発を進め、リスクを最小化する手法。

【令和6年度】	内容
令和6年5月	こども家庭庁との契約締結、実証事業開始
令和6年5月～	令和5年にて開発する判定ロジックの精度向上のため、必要とされる関連データを拡充、支援が必要な対象の洗い出しを再実施 ロジックによる自動通知可否の判断を実装。
令和6年7月～	近隣の地方公共団体との連携及び、世代・属性にかかわらず自治体としての支援を実現するため、重層的支援体制整備事業への拡張を視野に 予算化等の協議
令和6年10月	中間報告
令和7年3月	成果報告

以上